

神栖町における今後の調査について
(案)

I A地区における今後の調査について（案）

1. 調査内容

「神栖町（A地区）における汚染源調査結果報告書」を踏まえ、既設の観測井戸に加えて汚染源の存在する可能性のある付近の周辺に観測井戸を設置（数本の新たな観測井戸の設置含む。）し、地下水の汲み上げによる地下水位の変動の測定による地下水の流動の把握と地下水中のヒ素濃度の測定分析を行うことにより、汚染源の存在する可能性のある区域の絞り込みとその特定を行う。具体的な観測井戸の地点については別紙1のとおりである。

また、上記調査については、適宜調査結果の解析を行い、必要があれば、観測井戸を追加設置して、汚染源の存在する可能性のある区域を絞り込むものとする（第1段階）。

その結果、概ね汚染源の存在する可能性のある区域が絞り込めた場合には、次の段階（第2段階）として、その区域内で更に細かいメッシュに区切り、簡易ボーリングによる地下水採取と観測井戸の設置を行うといった汚染源の存在する可能性のある範囲の一層の絞り込みを行うための調査方法について検討し、当該調査を進めるものとする。

汚染源の特定とその除去等のための作業（第3段階）については、上記の結果を踏まえ、改めて検討するものとする。

なお、上記調査に併せて、前回の調査範囲を拡大して、可能な範囲でレーダーによる物理探査を行い、新たな汚染源の可能性の有無についても確認する。

2. 調査期間（予定）

上記第1段階の調査については、8月中を目途に実施し、その結果を取りまとめるものとする。

続いて、当該取りまとめられた結果に基づき第2段階の調査の方法について検討し、9月中にも当該調査を進めるものとする。

II B地区における今後の調査について（案）

1. B地区の状況について

B地区は、A地区の汚染井戸より西に約1km離れたところにあり、環境基準の10～40倍程度のヒ素（総ヒ素）が検出され、ジフェニルアルシン酸も検出されている。

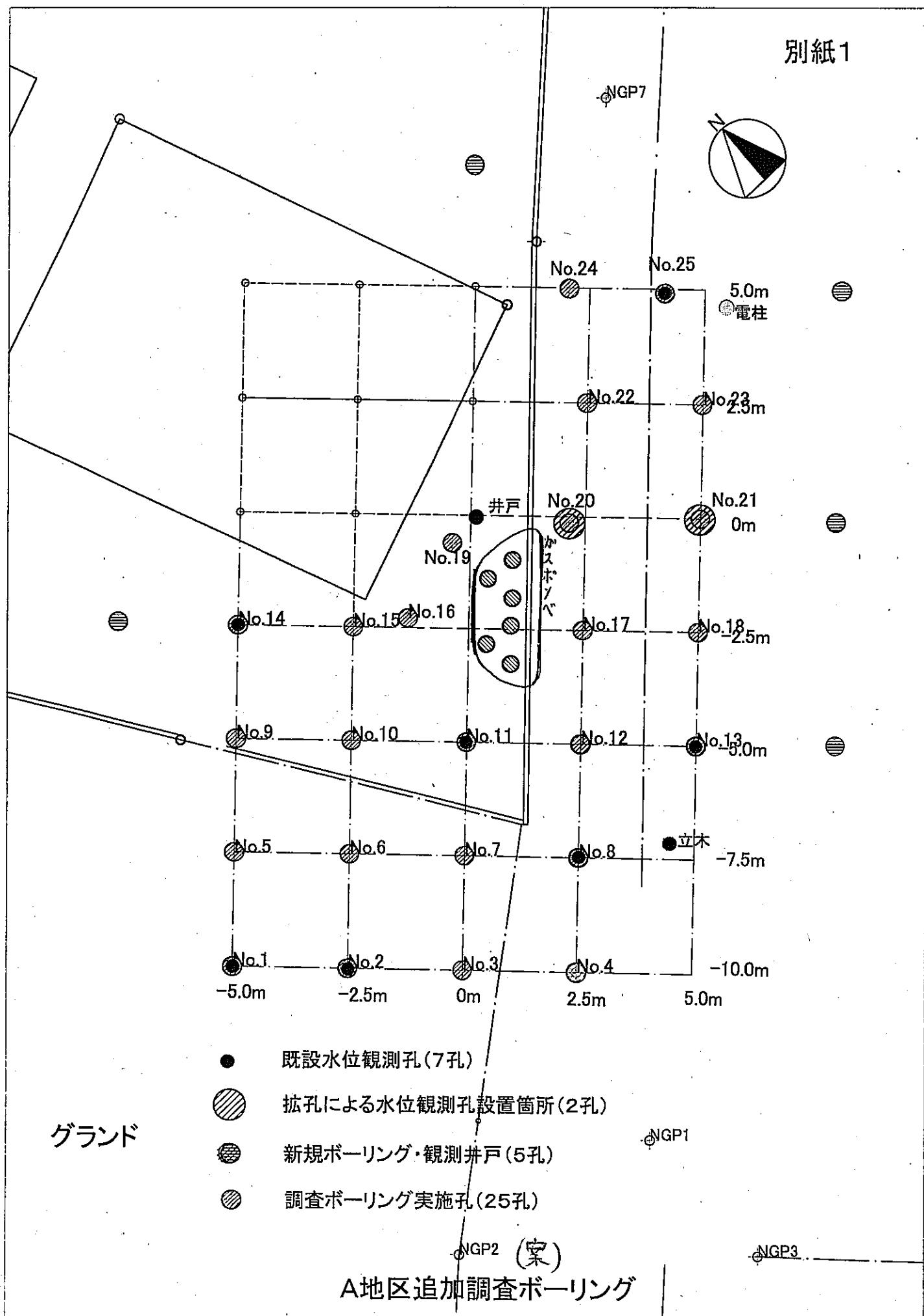
また、B地区においてヒ素が地下水環境基準値を超える濃度レベルで検出された井戸は、住宅街に存在している（別紙2参照）。

2. B地区における地下水汚染の原因究明のための今後の調査の進め方について

B地区については、地下水の分析結果を含め、これまでにいくつかの知見等は得られているものの、まだ十分ではないと考えられること、一方で未だA地区の汚染源の特定にまでは至っていないこと等を踏まえ、A地区における汚染原因の特定のための調査の状況を踏まえつつ進めることが適当であり、当面、8～9月中を目途に、以下の調査を実施し、それら調査結果に基づき、引き続き実施する調査について検討を行うものとする。

- ・ 地歴等の詳細把握
- ・ 既存の研究成果も活用した地下水の流動等の把握
- ・ 既存の井戸を活用した地下水調査

別紙1



B地区住宅配置図

